

# としま税政連

第12号

ToshimaZeiseiren  
平成29年3月25日



## 目次

豊島税政連会長挨拶（会長 石井啓子）	2
小池ゆり子後援会活動報告	3
豊島税理士政治連盟の活動 （豊島区議団訪問）	4～7

（国会議事堂見学）	5
（運動経過報告）	6～7
税制改正に関する要望（平成28年6月） 東京税理士政治連盟	8～11



# 豊島税理士政治連盟会長挨拶

会長 石井啓子

## [はじめに]

豊島税理士政治連盟会長の石井啓子です。

税理士政治連盟（税政連）の会員の皆様には、日頃から税政連活動にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

豊島税政連の会長に就任した際に目標としたのは、組織率の向上ということでした。しかし、平成28年3月31日現在の豊島税政連の組織率は更に低下してしまいました。その事実を真剣に受け止めて、残る任期の間、役員一同で組織率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

組織率向上のためには、税政連がどのような活動をしているか、その活動によりどのような成果が得られているかを会員の皆様に知っていただくことが有効なのではないかと考え、この一年間の活動で実感したことを一つご報告致します。

## [電子申告の受付時間の延長]

昨年4月28日に、国税庁は「e-Taxの受付日の拡大について」をホームページに公表しました。

これは税政連がかねてより要望していた「電子申告の利用促進のため、受付時間の拡大を図ること」が、昨年2月25日の衆議院予算委員会第三分科会及び3月17日の参議院財政金融委員会において、税政連の陳情を受けた議員の質問で取り上げられ、その結果3月30日に拡大が確定し公表されたものです。

「利用者の利便性向上の観点から、法人税申告書等の提出が多い5月、8月、11月下旬の土日に24時まで」e-Taxを受付けることとなったものです（日等の詳細は国税庁のHPをご覧ください）。

税政連の活動によって得られたこの成果の恩恵は、税理士会員のすべてが等しく享受しております。その意味からも、会員全員が税政連に加入していただきたいと心から望みます。

## [税政連の活動による成果]

このほかにも、税政連の活動による成果として、税政連のパンフレットには次のような項目が記載されています。

① 小規模事業者の年末調整にかかる源泉所得税

の納付期限の特例を届出により翌年1月20日まで延長

② 個人事業者の消費税の納期限を翌年2月末日から3月末日に延長

③ 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

④ 東日本大震災に際しての、税制上及び税務上、緊急に必要とする事項の実現

⑤ 更正の請求期間の延長及び請求の期間の範囲の拡大

⑥ 交際費課税における定額控除限度額引き上げと、10%課税の廃止

税理士会は強制加入団体であるため活動や事業には一定の制約が設けられており、行政官公署に対する建議権を有しているにもかかわらず、また、税理士会の掲げる目標が法改正を伴うものであるにもかかわらず、税理士会は直接的に立法府に働きかけを行うことができません。

税政連は、税理士会に代わって具体的な運動、すなわち立法府において議決権を有する国会議員等に対して理解と協力を得るための陳情などを展開しております。税理士会と税政連は表裏一対です。

税政連が、税理士会の建議権を確実かつ有効に実現させるための運動を展開し、実現へと導く最大の武器は強力な組織力です。目的達成のために会員全員の加入をお願いします。

また、4月には立法府である国会議事堂見学を実施いたしました。詳細は、5ページの報告記事をご覧ください。

## [終わりに]

今年公開した豊島税政連のホームページで、会員に税政連の活動情報を発信できる場が確保できました。まだまだ未完成ですが、今後は情報を更新して、タイムリーな税政連活動を報告するとともに、東税政のホームページや支部のホームページ等ともリンクさせて、会員の利便性に役立てていきたいと思っております。

税政連活動の趣旨にご理解とご支援をいただき、会員全員の加入をお願い申し上げます。

## 小池ゆり子税理士後援会 幹事長 井上立子

私が、新しく幹事長に就任し活動を始めたのが平成28年2月2日の総会からです。何分、慣れないので、後援会長中西先生の力を借りて活動させていただいている状態です。

小池先生の第一印象は、言葉を選ばれ、質問にも大変丁寧にお答えくださるという印象でした。都税事務所におけるマイナンバーの対応について税務署との違い等お話し申し上げたところ、非常に興味を示されたのが印象的でした。このころから、都政に関心があったのかどうか定かではありません。

その後3月7日に豊島区役所新庁舎での確定申告無料相談会に見学に来られました。税対部の努力の甲斐もあり、非常にスムーズに相談でき、待機場所の環境も大幅に改善されている点を感じながら見学されておりました。春には、小池先生の勉強熱心さがうかがえるという点では、Y'sフォーラムが最適と、私も参加させていただきました。あらためて国際感覚の豊かさと中東に関する情報の多さに驚かされました。

4月21日には小池先生のお計らいもあり、豊島支部から大勢で国会見学会に参加させていただきました。午前中で終了予定が、小池先生の「せっかくだから、午後からの本会議もご見学ください。」というお申し出で、今までテレビでしか見たことのない、緊張感あふれる衆議院本会議を見学させていただきました。



皆様ご存じのとおり、小池先生は東京都知事に立候補され、2位以下に大差をつけて当選されました。今後、後援会の活動も変わってくるであろうと推測されます。

9月23日にメトロポリタンホテルで行われた東京都と豊島区の「未来を語る会」に高野区長と小池都知事が講演されるということで参加してまいりました。地元豊島区からの都知事ということで、豊島区も活性化されていくことが感じられ、参加者も千名を超える熱気にあふれた集会でした。

このような素晴らしい活動を体験させていただいた小池都知事に感謝を申し上げ、難題が山積している都政ですが、どうぞお体に留意され、改革を推し進めていただくよう後援会一同祈念申し上げます。

## 江端貴子税理士後援会解散 幹事長 財津康弘

江端貴子税理士後援会（会長玉川良一）は、平成21年12月21日に国会議員等の後援会の設立を推進するとの運動方針のもと豊島税理士政治連盟と練馬東税理士政治連盟により設立されました。

当後援会は、江端先生に税理士政治連盟の提言や活動を理解していただき、税理士を取り巻く諸問題に向けて、存分に活躍していただくことを期待して、江端先生の政治活動を後援してきました。

江端先生は、その後民主党東京都第10区総支

部長を退かれ、政治活動も一時休止することとなり、東京税理士政治連盟との協議の上、解散することを決定しました。平成28年6月17日の臨時総会にて後援会の解散を決議し、また、残余財産77,150円を豊島税理士政治連盟に寄付することも決議されました。

江端先生を支えてまいりました当後援会にご支援、ご協力いただきました会員の皆様に御礼申し上げます。

# 豊島税理士政治連盟の活動



## 豊島区議団訪問

税政連の活動には、豊島区議団への訪問があります。

これは豊島区の新年度予算に関する要望を伝えることが主な目的です。

ここでは、平成28年8月23日に自民党豊島区議団へ訪問した時の内容についてお伝えいたします。

当日、自民党豊島区議団7名と豊島税理士政治連盟石井会長他2名での打合せとなりました。挨拶の後、石井会長より紙面資料を使って以下の事項を申し伝えました。

1. 税務の専門家の活用要望
2. 具体的要望
  - ① 区民に対する税金相談会の拡充
  - ② 租税教育の拡充
  - ③ 成年後見制度利用促進のための施策の拡充
  - ④ 豊島区マンション管理推進条例による税理士派遣の広報と利用拡大
  - ⑤ 豊島区災害復興まちづくり訓練のさらなる協力の申し出
  - ⑥ 豊島区不燃化推進特定整備事業専門家派遣制度の広報

## 年会費はこうして使われます

豊島税政連の年会費は8,400円で、そのうちの5,500円を東税政に拠出しています。そして、東税政はそのうち1,500円を日税政に拠出しています。

このように、会費のすべてが豊島税政連で使われるわけではなく、東税政や日税政の機関紙の発行、各種活動費用として使われています。

会員の皆様のご更なるご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



以上の内容を確認した後、磯議員より「その他、この紙面以外の要望はありませんか」との問いかけがありました。そこで、中嶋会員より学習支援チューター制度に関する予算の増額要望をお伝えしたところ、磯議員より「本来であれば、同制度は豊島区内のすべての小学校で実現すべきものであり、その拡充に力をいれたい」旨の発言を頂戴しました。また、これに関し、磯議員より「今後の議会での参考資料として使いたいのので、現在税理士会豊島支部で行っている各種公的サービス提供時の税理士報酬の水準を一覧表にして提出してほしい」旨のリクエストを頂きました。

これからも税理士会豊島支部が社会の負託に応えるべく、豊島区議会及び豊島区との密なる連携が図られるよう税政連も努力していく所存です。今後とも会員皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、掲載されている写真は9月15日に民主ネット豊島区議団を訪問した際のものであります。



## 国会議事堂見学

平成28年4月21日に小池百合子事務所のご尽力を以って、国会議事堂見学を行いました。

当日は22名が参加されました。小学校の社会科見学以来と言っておられる方々も多くおり荘厳な国会議事堂を参観いたしました。

国会議事堂での昼食会には、小池百合子（当時衆議院議員）都知事もお見えになり、皆と一緒に楽しく会食いたしました。

食事後、運よく議場での採決の場面を参観することができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。

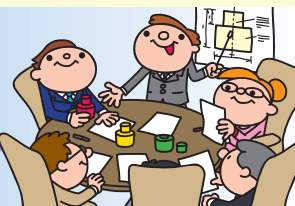
## 国会議事堂見学の感想

米田茂穂

日本の中枢を担って政治を行う国会議事堂を是非参観しようと思った。今、正に時の人衆議院議員（当時）小池百合子先生の秘書の方と待ち合せ、参観受付所から堂内に入る。内部は意外と段差や急な階段も多く質素さに歴史を痛感した。参観順路に従い衛視さんが案内してくれる。議事堂内の廊下には分厚い赤いじゅうたんが敷かれ、歩き心地よい感触に思わず飛び跳ねてみた。建物内の柱には至る所に化石が含まれていた。まるで化石の宝庫だ。天皇陛下の「御休所」は部屋の造りが総檜造の本漆塗りで当時の日本の匠の粋を集めた精巧緻密なもので見事だ。よくテレビで目にする光景の本会議場。ここだけは撮影可能なため全員で記念撮影。国会議事堂食堂で小池先生と一緒に昼食後、先生の計らいで本番の本会議を傍聴できた。テレビ中継されている法案審議の光景に興奮した。後日、記念写真を頂く。我が家に宝物が1枚増えた。



# 豊島税理士政治連盟の活動 平成27年度 運動経過報告



## I. 総会に関する事項

- 1.平成27年6月12日 第38回定期総会を開催  
 下記議案を承認可決  
 於 ホテル・メトロポリタン  
 記  
 審議事項  
 第1号議案 平成26年度運  
 動経過報告承認  
 の件  
 第2号議案 平成26年度収  
 支決算書承認の  
 件  
 第3号議案 平成27年度運  
 動方針承認の件  
 第4号議案 平成27年度収  
 支予算書承認の  
 件  
 第5号議案 任期満了に伴  
 う役員改選の件

## II. 幹事会に関する事項

- 1.平成27年5月14日  
 (1) 定期総会の開催につい  
 て  
 (2) 定期総会提出議案の審  
 議  
 於 支部会議室

## III. 常任幹事会に関する事項

- 1.平成27年5月7日 (1) 第38回定期総会議案書  
 に関する件  
 (2) 幹事会開催の件  
 (3) 定期総会開催の件  
 (4) ホームページの内容  
 於 支部会議室  
 2.平成27年7月9日 (1) 役員人事の件  
 (2) 東京税理士政治連盟へ  
 の対応に関する件  
 (3) 当面の行事等スケジ  
 ュールとその対応に関する

件

- (4) 東京都選挙管理委員会  
 への対応の件  
 (5) 会報第12号の発行  
 (6) 税政連ホームページに  
 ついて  
 (7) 会員増加の件  
 (8) 次回常任幹事会開催予  
 定

於 支部会議室

- 3.平成27年9月9日 (1) 第38回定期総会議事録  
 承認  
 (2) 平成27年度会費の収納  
 状況と今後の対応検討  
 (3) 会報第12号発行につい  
 て  
 (4) 今後の長期日程につい  
 て

於 支部会議室

- 4.平成28年1月21日 (1) 平成27年度会費の収納  
 状況と今後の対応検討  
 (2) 会報第12号発行につい  
 て  
 (3) 収支見込  
 (4) 東京都選挙管理委員会  
 への報告  
 (5) 税政連ホームページに  
 ついて  
 (6) 今後の長期日程につい  
 て

於 支部会議室

## 5.平成28年3月28日

- (1) 第39回定期総会議案の  
 うち平成27年度運動経過  
 報告に関する件  
 (2) 平成28年度予算につい  
 て  
 (3) 会報12号発行について  
 (4) 国会議事堂見学につい  
 て

- (5) 幹事会開催について
  - (6) 東京都選挙管理委員会への報告
  - (7) ホームページ開設について
  - (8) 東税政等への対応について
- 於 支部会議室

#### IV.国会議員後援会等に関する事項

- 1.平成27年7月6日 小池ゆりこY'sフォーラム経営研究会に出席
- 2.平成27年7月15日 小池ゆり子議員に税制改正について陳情
- 3.平成27年8月7日 自由民主党豊島総支部「暑気払いin西武ビアガーデン」に出席
- 4.平成27年12月29日 小池ゆりこY'sゴルフコンペ忘年会に出席
- 5.平成28年2月2日 小池ゆりこ税理士後援会の第8回定期総会に出席
- 6.平成28年2月29日 白眞勲議員による確定申告相談会場視察活動に協力
- 7.平成28年3月7日 小池ゆりこ議員による確定申告相談会場視察活動に
- 8.平成28年3月14日 自由民主党豊島総支部「3.14春のつどい」に出席

#### V.東京税理士政治連盟に関する事項

- 1.平成27年4月14日 単位税政連及び後援会会長・幹事長合同会議に出席
- 2.平成27年4月15日 「平成28年度税制改正に関する要望」についてのアンケートに対して回答書提出
- 3.平成27年5月7日 本会の証票交付式での入会勧誘活動に参加  
於 東京税理士会館
- 4.平成27年7月10日 「平成26年度における貴連盟の会費の徴収の状況に関するアンケートについて」に対して回答書提出
- 5.平成27年8月6日 単位税政連会長・幹事長会議に出席  
於 東京税理士会館
- 6.平成27年9月11日 第49回定期大会に出席

- 7.平成27年10月6日 於 京王プラザホテル「平成27年度ブロック会議事前アンケート」に対して回答書提出
- 8.平成27年10月21日 平成27年度ブロック別単位税政連・後援会会議に出席  
於 衆議院議員会館
- 9.平成27年10月27日 自由民主党との朝食懇談会に出席  
於 自由民主党本部
- 10.平成27年11月6日 民主党との朝食懇談会に出席  
於 衆議院第一議員会館
- 11.平成28年2月1日 東京税理士会・東京税理士政治連盟共催の合同セミナーに参加  
テーマ 平成28年度税制改正大綱を読む  
於 東京税理士会館

#### VI.財務及び届出に関する事項

- 1.平成27年5月20日 平成26年4月1日～平成27年3月31日の会計監査を実施
- 2.平成27年10月23日 平成27年4月1日～平成27年9月30日の会計監査実施
- 3.平成28年3月17日 政治資金収支報告書（平成27年1月1日～平成27年12月31日）を東京都選挙管理委員会に提出

#### VII.その他の事項

- 1.平成27年5月15日 東京税理士政治連盟編集「税理士のためのポケットブック2015」を会員に配付
- 2.平成27年8月21日 豊島区議会自由民主党の予算要望ヒアリングで要望書提出
- 3.平成27年10月28日 豊島区議会自治みらいの予算要望ヒアリングで要望書提出
- 4.平成27年10月28日 支部新転入会員会務説明会で当連盟会務の説明
- 5.平成27年11月4日 豊島区議会公明党の予算要望ヒアリングで要望書提出

# 税制改正に関する要望

平成28年6月 東京税理士政治連盟

## I 個別税法改正項目

### 1. 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平は損なわれる虞があるため早急に整備すること。（継続）

※ 選択届出制は、課税期間開始前までに適用（不適用）の可否を予測して届出る制度となっている「課税事業者選択（不適用）届出」や「簡易課税制度選択（不適用）届出」の2年間継続適用の規定。

- ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。（消法）（継続）

▼現行の納税義務免除の制度は、免税事業者と課税事業者とで価格設定のあり方が異なるとの前提にたち、課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定している。しかしながら、この制度では、課税期間の課税売上高が多額となった場合でも納税義務が生じない場合や、課税期間の課税売上高が少額となった場合でも納税義務が免除とならない場合があり、小規模事業者への配慮という制度趣旨にそぐわない事象が散見されている。

▼また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、すべての免税事業者に課税期間開始前に届出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めることは困難である。届出書の事前提出を行わず、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。

▼こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、小規

模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「申告不要制度」）、もしくは、課税期間の納付すべき消費税額より一定金額を基礎金額として控除し、納付すべき税額が基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「基礎税額控除制度」）を創設すべきである。

- ② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。（消法37、同37の2）（継続）

▼消費税法37条の23（災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例）では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められていることから、小規模事業者の実情に鑑み、課税売上に対して一定割合以上の課税仕入が生じた事業年度（年分）については、期首にさかのぼって簡易課税制度の不適用が認められるべきである。

- (2) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること。（継続）

▼平成24年8月22日に公布された消費税法の一部改正により、中間申告義務のない事業者であっても、選択による6月中間申告納付ができることとなった（改消法42⑧～⑪）。

この制度は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効であると思われる。

そこで、この制度をさらに拡充し、中間申告義務の有無にかかわらず、1月中間申告や3月中間申告についても選択することができるようにすべきである。

### 2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。（法34）（継続）

▼現行法における役員給与は、「定期同額給与」・「事前確定届出給与」・「利益連動給与」のいずれかに該当しなければ損金不算入、さらにそれらに該当する場合であっても、「不相当に高額」か「仮装・隠ぺい」によるものは損金不算入という、いわば

原則損金不算入という規定になっている。その中でも、特に「定期同額給与」・「事前確定届出給与」は、いわゆる社会通念上の報酬・賞与とは異なった税法固有の概念となっている。直面している緊急の課題としては、定期同額給与の期中改定に係る「業績悪化改定事由」の適合性について狭義の解釈がリードし、役員給与の減額の伴う損金算入に対する予測可能性が不透明になっていることである。

▼役員給与の本質は職務遂行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならない。したがって、損金不算入となる役員給与を限定した上で別段の定めとする条文構造に見直すべきであるとともに、その内容も課税要件が明確かつ常識的なものにすべきである。

### 3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越をみとめること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。(措法31、同32)(所法)(継続)

▼法人が不動産を譲渡した場合には、その譲渡損失はその法人の他の利益と通算される。これに対し、個人が業務の用に供していた不動産を譲渡したことによる譲渡損失はその個人の他の所得とは損益通算されない。

法人・個人間の課税の公平性の確保、また、譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。

▼不動産所得に係る損益通算の特例は、過度な節税への対策として設けられたものである。しかし、土地等の借入金利子の負担により、資金が流出して課税所得が減少していることから、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。

平成10年度改正によって、法人税においては新規土地取得等に係る負債利子の課税の特例が廃止されていることから、これとの整合性を保つためにもこの制度は早急に廃止すべきである。

### 4. 少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。また、これに伴い一括償却資産の損金算入制度は廃止すること。(所令138、同139、同139の2、法令133、同133の2、同134、措法67の5)(継続)

▼現在、減価償却資産は度重なる改正により、10万円未満、10万円以上20万円未満、30万円未満の取得価額によりそれぞれ損金算入限度額が選択できる一方、その結果として事業者の事務処理上の混乱を招くこととなっている。

▼このような煩雑性を防ぎ、減価償却計算に関する事業者の事務処理の負担を軽減するため、一括償却資産の損金算入限度額を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げるべきである。

### 5. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること。(継続・一部修正)

▼復興財源確保法によると、復興財源の1つとして復興特別所得税(以下「付加税」という。)が課されることが決定しており、所得税の納税義務者はその納付義務を負うことになるため、源泉徴収を行う場合にも付加税を考慮した税率で行う必要がある。

具体的には、(1)給与等に係る源泉所得税、(2)利子・配当等に係る源泉所得税、(3)報酬等に係る源泉所得税のケースがあるが、(1)の給与所得者の大半については年末調整制度があり、(2)の利子・配当所得については、一定のケースを除いては申告不要であるのに対し、(3)の報酬については、ほとんどの受給者が確定申告によって精算するという大きな違いがある。

▼そもそも、報酬等を支払う際に源泉徴収を行うのは、国が税金を徴収する事務の効率化及び便宜性を考慮したものであることから、10% (又は20%)という分かりやすい税率にしているところ、付加税を考慮した10.21%にした場合には、支払者に多大な事務負担が課される結果となる。

特に実務上は、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方式が採られることも少なくからずあることからすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上のミスが生じやすい。

▼確かに、受給者が申告不要のケースもあるが、そのほとんどの者が確定申告により付加税の負担を含めて精算する実情に加え、多大な事務負担の増加による労働力のロス等を総合的に考えた場合、いたずらに拘子定規な取扱いをするよりも、企業や事業者の事務処理の簡便化を優先すべきことから、報酬に係る源泉所得税については、付加税を適用しないなど、簡素化を図るべきである。

## 6. 取引相場のない株式の評価について評価方法を見直すこと。また、財産評価の基本的事項についての必要な法整備を行うこと。(相法22、評価1、179、185、186)(新規)

▼現行の問題点は二つある。一つは優良企業で利益を上げている会社は上場株式と比べ割高な評価額となることである。事業承継対策が特に必要となるのは業績の良い黒字会社であるにも関わらず、利益を上げるほど円滑な承継が困難となり、経営者にとっては深刻な問題となっている。

もう一つは、大企業を中心とした業績の回復過程においては、上場企業の株価が上昇傾向となるが、中小企業への景気回復の派生にはタイムラグが生じることから、類似業種比準価額方式の評価では中小企業の業績は変わらないにも関わらず、株式の評価額が著しく変動し、安定的な事業承継を損ねる結果となっていることである。

▼以上の理由から、評価方式を純資産価額中心の方式に変更し、かつ、純資産価額方式により算定される株価を抑制すべく会社所有の事業用不動産及び固定資産に係る評価減適用等の次の改正を要望する。

### (1) 純資産価額評価方式の改正(例示)

①事業用不動産(土地及び建物)の評価減(納税猶予との併用不可)、②事業用固定資産の評価減、③退職給付債務の計上、④営業権を評価しない。

### (2) 類似業種比準価額方式について小会社及び中会社については廃止し、大会社については現行の取扱いと同様とする。

▼相続税等における財産評価は、課税標準に直接影響を及ぼすものであるにもかかわらず、評価方式は法令で定められていない。財産評価は租税法主義に基づき、評価の基本事項を法律本文で明確に定め、具体的な評価方式については政省令で明定すべきである。現行の評価通達のように評価の裁量権が国税庁長官にあるような実態は改めるべきである。

## 7. 所得控除全体の見直しを行い、必要に応じ簡素な税額控除制度等の導入も検討すること。(所法72～86)(継続)

▼現行の所得控除は、個人的事情の斟酌や社会的・政策的要請から導入されているが、度重なる改正により複雑化している。そのため全体を見直

し、所得控除を整理、簡素化すべきである。

▼個人のライフスタイルの多様化等に伴い家族の形態も変容しているが、人的控除は、あくまでも個人単位課税を基礎に考えるべきである。特に配偶者控除については、一方の配偶者の働き方等の選択によって不公平な税制とならないよう見直しを行う必要がある。

▼個人的事情や社会的・政策的要請等を斟酌し、所得控除に多様な機能を持たせるには自ずと限界がある。これらの斟酌度合いは必要最小限に止め、基礎控除額の増額や簡素な税額控除制度等の導入も検討すべきである。

## 8. 印紙税制度を見直し、簡素にすること。(継続・一部修正)

下記の理由から印紙税制度を見直し、簡素な制度に改正すべきである。

▼印紙税は、経済取引を行う際に契約書や領収書等の紙を媒体とした文書に課税される。現在は電子商取引の増加やペーパーレス化が急速に浸透しており、取引形態により課税の有無が新たな不公平を生じかねない。

▼また、印紙税の課税対象とされる文書は20種類あるが、印紙税が課税されるか否かの判断等は納税者自らが行わねばならず、経済取引が多様化していることから、その適用にあたり、判断に悩む文書も多いため、簡素にすべきである。

## II 納税環境整備に関する項目

### 1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。(共通・継続・一部修正)

▼過年度においては、納税者に十分な周知がないままの唐突な税制改正が度々行われていた。現在、各省庁において税制改正に関する要望の募集が行われ、徐々にその透明性が確保されつつあるが、十分とはいえない。税制調査会等における会議資料や議事録等が公開されているとはいえ、大綱の閣議決定後の法案作成作業も含めて税制改正過程の透明化を更に図るべきである。この透明化を確保するシステムが、ひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなることから、今後の一層の充実を望むものである。

▼また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても意見照会のシステムが必要である。

## 2. 国税通則法第1条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。(継続)

▼平成23年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第1条の改正及び納税者権利憲章の策定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた当連盟としては、誠に遺憾である。

▼平成24年度税制改正大綱でも述べられているように、「平成23年度税制改正法附則第106条の趣旨を踏まえ、納税者の権利利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点」から、早急に国税通則法第1条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、あわせて納税者権利憲章をするべきである。

▼なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、行政手続法の目的規定と平仄をとるためには、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。

▼また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリック・コメントを実施する等、国民(納税者)の意見を十分に反映させるべきである。

▼さらに、これらの改正とあわせて国税通則法の題名を改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう変更するべきである。

## 3. 平成28年1月から運用が開始されているマイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。また個人については、別途個人事業主番号の制度を設けること。(継続・一部修正)

▼マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続き面で利用され、行政事務の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のための基礎として運用される。そのためには、次のような整備をすべきである。

- (1) 番号の記載誤りについて、補正制度を導入すること。
- (2) マイナンバー制度に係る政省令や通達な

どの命令等を制定する際は、例外なくパブリック・コメントを実施すること。

- (3) 個人については、個人番号とは別に「個人事業主番号」の制度を設けること。
- (4) 税理士が納税者の個人番号を記載した税務書類を書面により税務署等に提出する場合でも、番号法上の本人確認が税理士により既に完了しているものとして、納税者本人の番号確認書類の提出を不要とすること。

## 4. 電子申告の利用促進のため、受付時間の拡大等を図ること。(継続・一部修正)

▼e-TaxとeLTAXの統一的な運用を行い、納税者の事務負担の軽減と行政事務の効率化を図ること。

▼e-Tax及びeLTAXについては受付時間の一部拡大がされたが、さらに土曜日及び日曜日並びに申告集中時期の24時間運用を行うこと。

▼受付時間外にあっても、ポータルサイトからのソフトウェアのダウンロードやPCdesk起動時のバージョンアップ、申請書等の作成、データの受け取り、メッセージボックスの確認といった作業が可能となるよう、システム変更をすること。

▼電子申告の利便性の向上のため、必要とされるすべての添付書類についてPDFやその他の方法による電子送信を可能にすること。

## Ⅲ 国及び地方公共団体の会計制度改革(継続)

財政再建の議論を行うためには、我が国の真の財政状況を把握する必要がある。しかし、現在、国が公表している財務書類では適正な財政状態の把握は困難である。増税や歳出削減に対する国民の理解を得るためには、複式簿記に基づく発生主義会計の導入により、財務諸表の信頼性と検証可能性を高めるべきである。

### 編集後記

広報誌の発刊が遅れまして誠に申し訳ありません。今後二度と起こらないようしっかりした作業工程を引き継ぎますのでご容赦ください。

税政連に関わり、政治は必要を痛感させられます。会員皆様のご協力よろしくお願いたします。  
(編集人 五十井 恵)

日税グループは税理士先生とその関与先様のために  
様々なご相談にお応えします！



### 税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

税理士顧問料の  
集金代行 **報酬自動支払制度**  
関与先の事業に  
係わる集金代行 **My 集金 NET**

- ・ 税理士業務関連の研修会の運営
- ・ 関与先のコンサルティング支援

株式会社 日税ビジネスサービス

### 不動産の売買仲介

- ・ 相続・収益物件
- ・ 物件調査・財産評価

株式会社 日税不動産情報センター

### 生命保険

- ・ がん保険・医療保険  
(全税共集団料率で保険料が割安)
- ・ 生命保険コンサルティング

株式会社 共栄会保険代行

### 生保・損保

- ・ 団体所得補償保険  
(全税共団体割引適用)
- ・ 生命保険コンサルティング

株式会社 日税サービス

税理士とその関与先のために



日税グループ

検索

税理士界ひとすじ 信頼と実績の 日税グループ



株式会社 日税ビジネスサービス

0120-155-551



株式会社 共栄会保険代行

0120-922-752



株式会社 日税不動産情報センター TEL 03-3346-2220  
(本社代表)



株式会社 日税サービス

0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F